

(案)

堺あったかぬくもりプラン5 【概要版】

第5次堺市地域福祉計画・

第7次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画

“ともに暮らすまち”、
“支えあい続けるしくみ”を
わたしたちの
“参加と協働”でつくる

第1章 計画策定に当たって

人口減少・高齢化、人口構造の変化が避けられない時代となりました。また、家族のあり方が多様化し、地縁的なつながりが希薄になる中で、社会的孤立や複合的な課題を抱える人々が増加しています。このような状況だからこそ、行政や社協、専門職が役割を十分果たすことに加え、地域住民同士のあたたかな見守りや助け合い、そして様々な団体や企業による「地域の力」を最大限に引き出すことが必要です。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民それぞれの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現をめざします。



本市は「SDGs未来都市」として、SDGsの視点を取り入れて様々な施策を展開しており、地域福祉の推進も重要な柱の一つです。

SDGsの17の目標のうち、地域福祉と関連の深いものとして、「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」、「人や国の不平等をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」等が挙げられます。

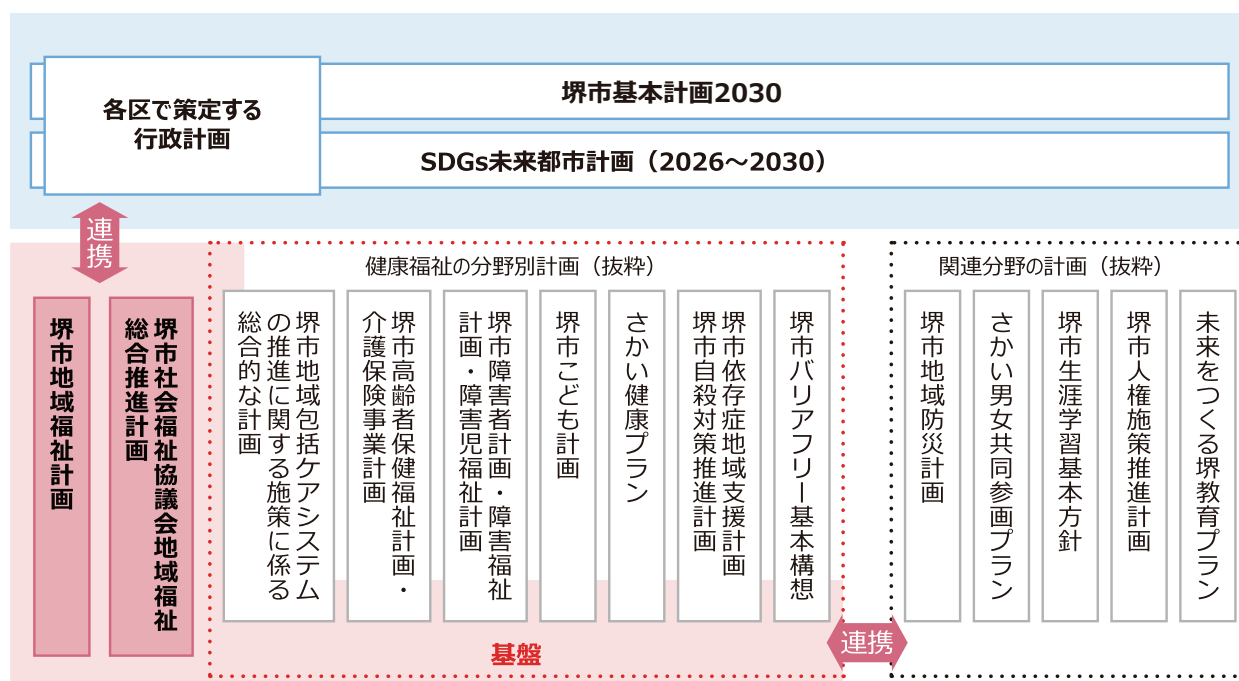
SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



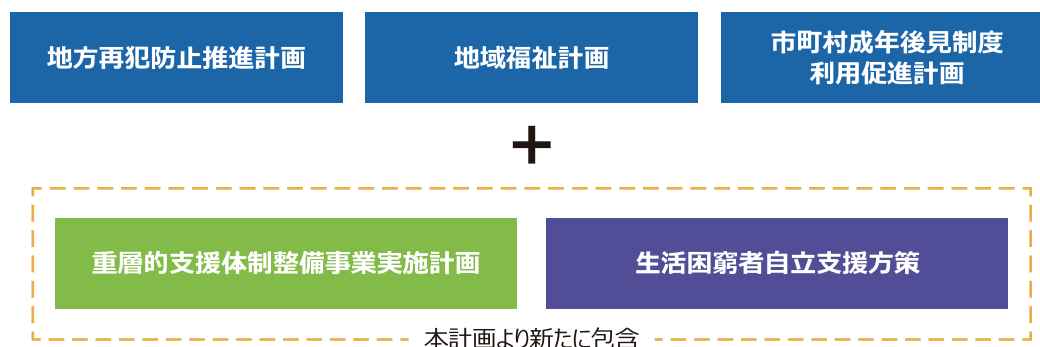
この計画は、「堺市地域福祉計画」と「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」を一体的に策定したものです。「地域福祉計画」は、健康福祉の分野別計画の基盤となる事項や共通して取り組む事項、地域福祉を推進する上で重点的に取り組む事項を定めた計画です。

「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」は、地域福祉を民間の立場から推進する機関である堺市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、地域住民・団体・企業・事業者・NPO等と協働し、重点的に取り組む事項を定めた計画です。

2つの計画は理念や取組の視点、基本目標を共有し、「公」と「民」の協働による地域福祉を推進します。



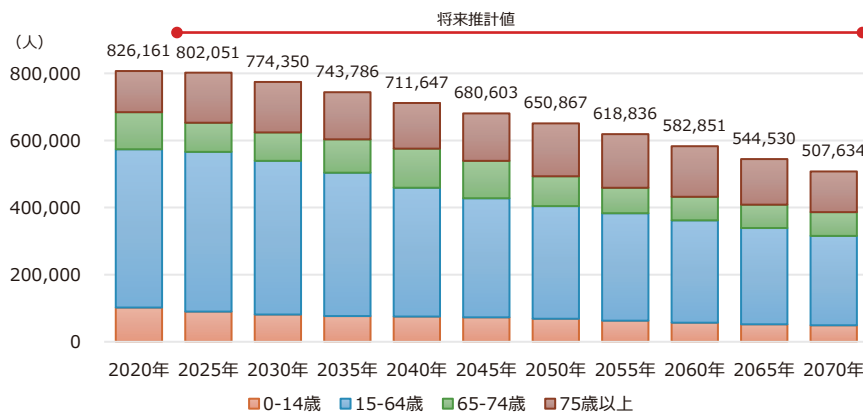
本計画は、「市町村成年後見制度利用促進計画」、「地方再犯防止推進計画」を包含します。また、「重層的支援体制整備事業実施計画」、生活困窮者自立支援制度を地域福祉に関連する施策と連携して推進することを目的とした「生活困窮者自立支援方策」も新たに包含します。



第2章 堺市の地域福祉をとりまく状況

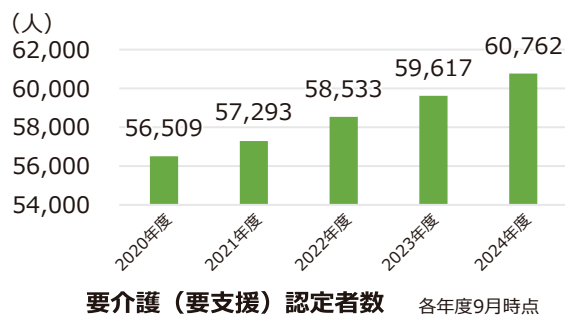
堺市の現状を知ること、地域の強みや課題を把握し、地域共生社会の実現に向けて、協働で取り組みましょう。

●**本市の人口** 人口減少・高齢化が進行する一方で、世帯の小規模化や外国人住民の増加により、従来の地域コミュニティだけでは解決しづらい福祉課題の増加が懸念されます。



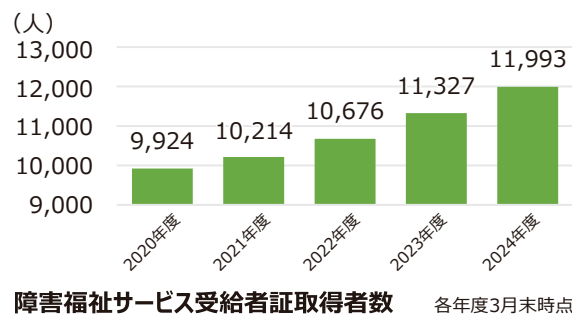
	2020年		2025年	増減率
1世帯あたりの人数	2.07人	→	1.95人	-5.8%
外国人住民	15,601人	→	19,906人	+27.6%

●**高齢者の状況** 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、多様な主体が連携した見守り等の仕組みの構築が重要です。



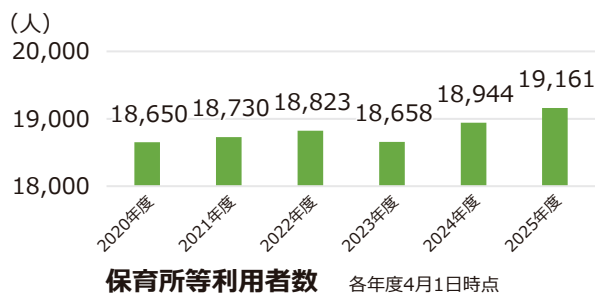
要介護（要支援）認定者数 各年度9月時点

●**障害者の状況** 様々な方が福祉サービスが必要としていることから、様々な障害や難病患者等への支援体制を強化することが重要です。



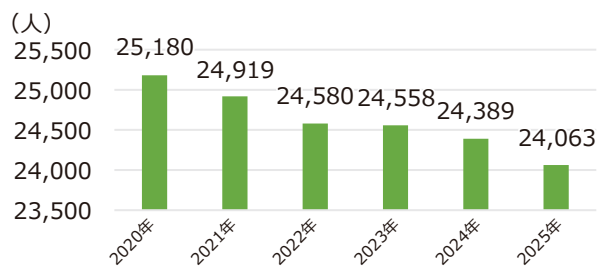
障害福祉サービス受給者証取得者数 各年度3月末時点

●**子ども・子育ての状況** 待機児童数や、こどもの貧困率等は改善しているものの、子育て世帯や貧困状態にあるこどもの支援は重要です。



保育所等利用者数 各年度4月1日時点

●**生活保護・生活困窮者支援の状況** 生活困窮者への支援にあたっては、個別の課題に寄り添う支援を継続することが重要です。



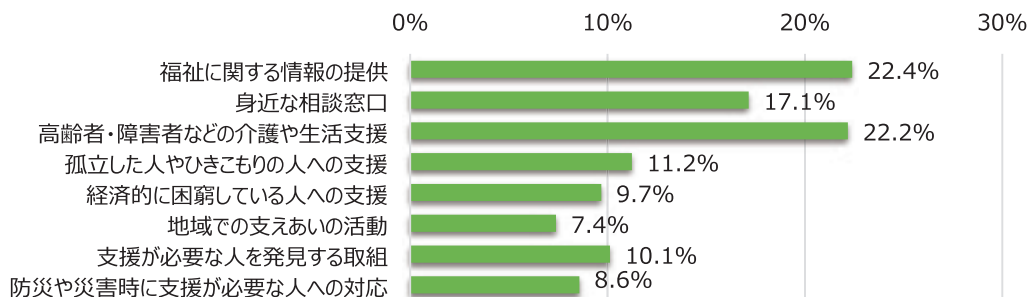
生活保護受給者（被保護人員）の状況 各年3月時点

こどもの貧困率	2016年	2023年
	15.9%	→ 13.1%

【アンケート調査の結果】（2024年11月実施）

●福祉サービスに関する情報提供の現状

支援を必要とする市民に窓口や支援に関する情報を伝えることが必要です。また、困りごとを抱えたときに相談につながるよう、日ごろから相談窓口等を知ってもらうことが重要です。



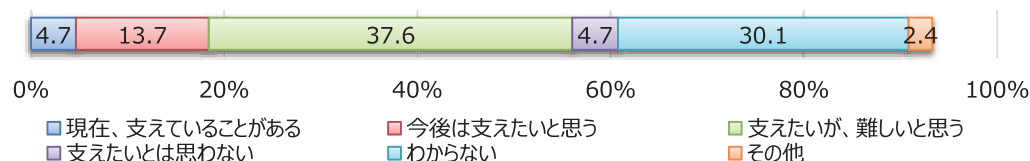
本市の福祉に関する環境について、不十分だと思うこと（上位回答）

●地域の支え合い、地域の活動への参加意識

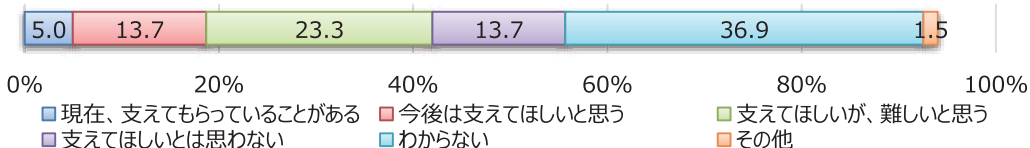
日常生活の困りごとや不安を解決するひとつの方法として、地域の中で支えたい・支えてほしいという意識があるのにもかかわらず、実際には難しいという回答が多数です。

一方で、支えていることがある方の多くは、「支えてもらっていることがある」、「今後は支えてほしい」と回答しています。つまり、「支えてもらうこと」への抵抗感は、「自分が支える」ことで軽減でき、地域の「支え合い」につながる可能性を示唆しています。

そのためには、まず何らかの形で市民が地域の活動に参加することが重要です。



地域の人を支えることへの意識



地域の人から支えてもらうことへの意識

対応すべき課題

- (1) すべての分野に共通する課題：地域福祉に関する的確な情報提供
- (2) 相談・支援関係
 - ① 地域での気づきや見守りを生かし、アウトリーチによる支援につなぐ取組
 - ② 多様な主体の連携・協働による包括的な支援体制の充実
- (3) 参加しやすい活動への参加をきっかけとする地域の支え合いの形成
- (4) 成年後見制度の認知度向上・利用負担軽減、関係機関・団体の連携強化
- (5) 再犯防止の取組についての理解促進、関係機関・団体の連携強化
- (6) 生活困窮者自立支援制度の一層の活用・連携強化
- (7) 災害に関する情報発信・啓発、平時からの連携

第3章 計画の推進方針と目標

取組の理念

“ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”をわたしたちの“参加と協働”でつくる

取組の視点

「取組の理念」を実現するために、次の4つの視点を踏まえ、すべての活動や事業を推進します。

- (1) 人権を尊重し、共生を進める
- (2) すべての人が尊厳をもち、社会の一員として生活できるよう、包括的に支援する
- (3) 多様な人や組織が参加、協働する
- (4) 社会の変化や法律・制度の変化に柔軟に対応する

取組の基本目標

「取組の理念」を実現するために、次の4つの基本目標の達成をめざします。

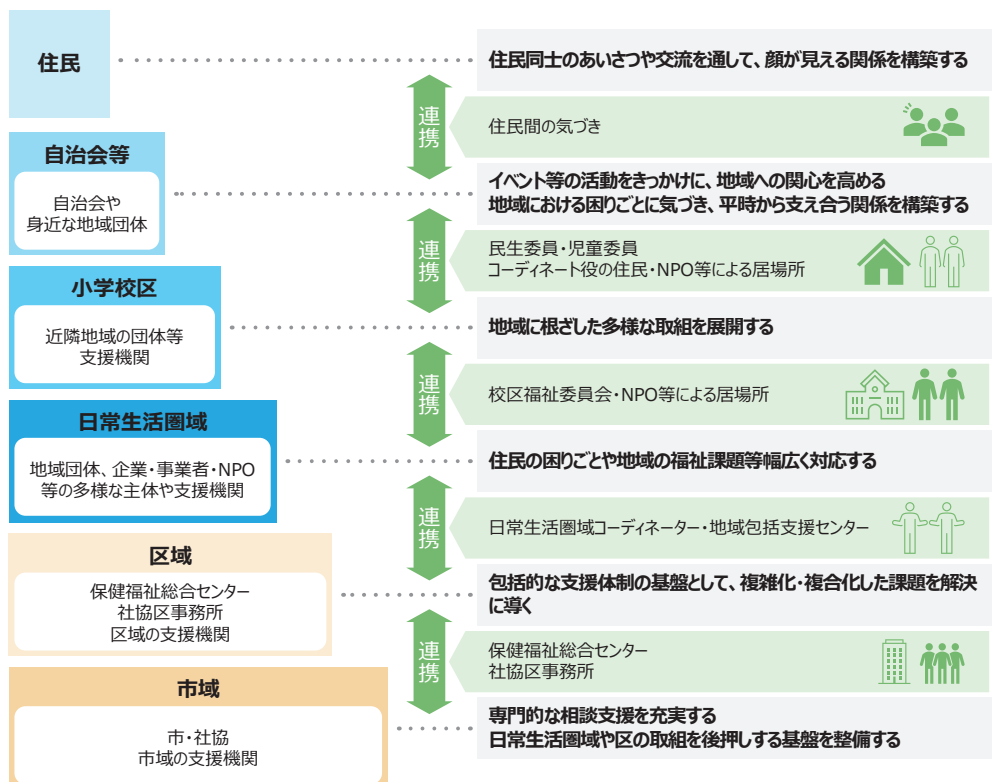
- 基本目標1 誰一人取り残さない支援体制が構築できている
- 基本目標2 多様な人や組織の参加と協働により“ともに暮らすまち”が実現できている
- 基本目標3 すべての人の権利が守られ、尊厳のある本人らしい生活が継続できている
- 基本目標4 災害時にも安心で、支え合う仕組みができている

わたしたちの役割と協働

市や社協だけでなく、住民・地域団体や企業・事業者・NPO等がそれぞれの強みを発揮し、役割を分担しながら、互いに連携・協働し、地域福祉の取組を推進します。

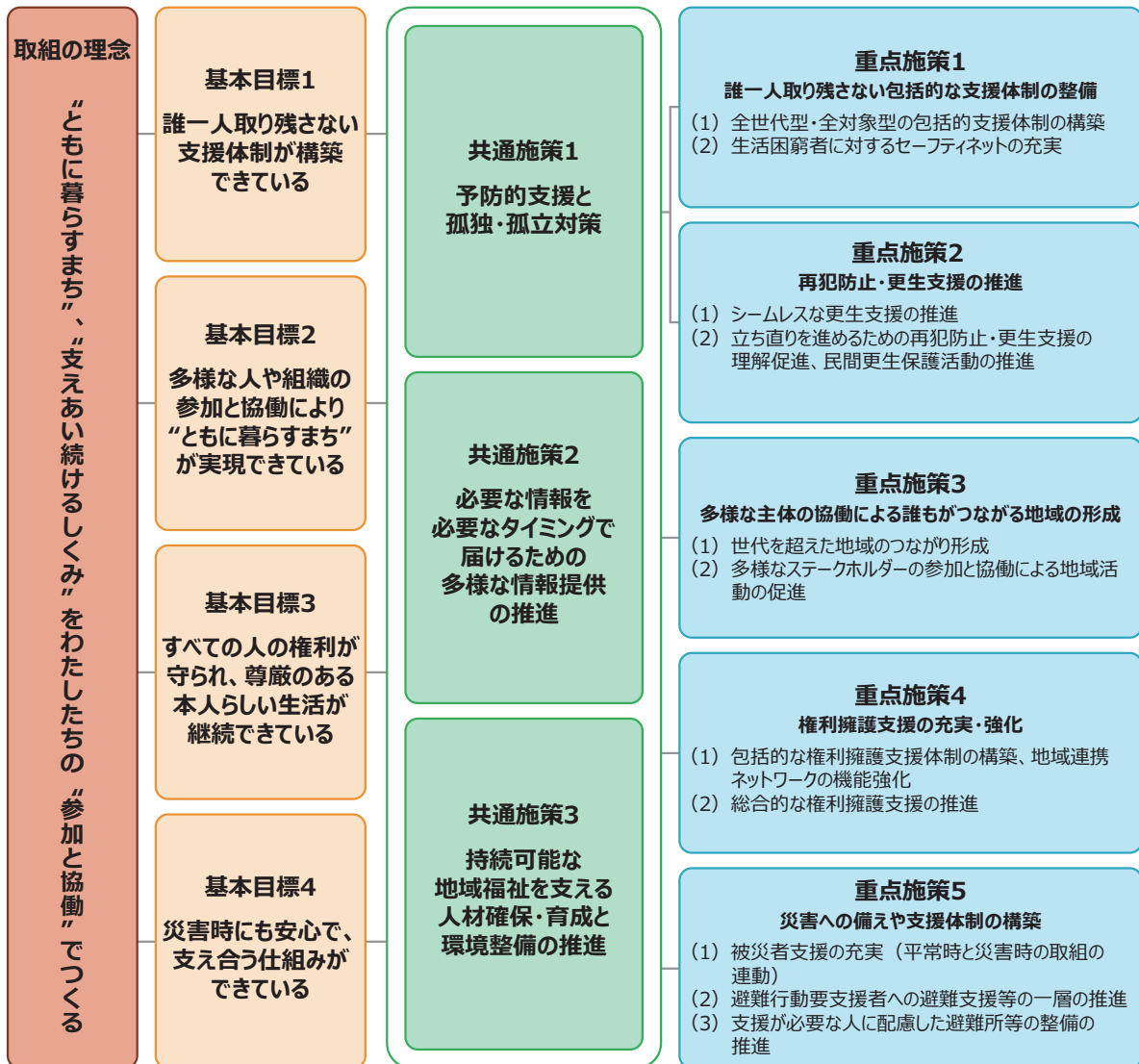
エリアごとの取組と連携

地域福祉の様々な課題に効果的に対応するために、各々のエリアがもつ機能や資源の強みを生かします。



第4章 市が重点的に取り組む施策

第3章で掲げた「取組の基本目標」に基づき、市は様々な主体と協働しながら、次に掲げる施策に重点的に取り組みます。



共通施策1 予防的支援と孤独・孤立対策

高齢、障害、児童、若年、生活困窮等、すべての分野で「予防的支援」と「孤独・孤立対策」の視点を取り入れます。

共通施策2 必要な情報を必要なタイミングで届けるための多様な情報提供の推進

情報の届きにくさという課題に対応するため、自ら情報を探す「プル型」と、対象者に合わせて必要な情報を届ける「プッシュ型」を組み合わせた情報提供を推進します。

共通施策3 持続可能な地域福祉を支える人材確保・育成と環境整備の推進

地域福祉を担う多様な人材の確保と育成を推進します。また、地域活動や福祉サービスにおける負担感を軽減するための環境整備を検討します。

第4章 市が重点的に取り組む施策

重点施策1 誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備

(1) 全世代型・全対象型の包括的支援体制の構築

- ・包括的な支援体制を充実します。
- ・複雑化・複合化した生活課題に対応する相談支援を充実します。
- ・すべての世代・課題に対応します。
- ・効果的に情報を提供します。

(2) 生活困窮者に対するセーフティネットの充実

- ・生活困窮者の自立支援を推進します(生活困窮者自立支援方策)。
- ・居住支援を強化します。
- ・最後のセーフティネットである生活保護を適正に運用します。

重点施策2 再犯防止・更生支援の推進(地方再犯防止推進計画)

(1) シームレスな更生支援の推進

- ・司法関係機関と福祉専門職等とのネットワークを一層強化します。
- ・包括的な支援体制により支援を強化します。
- ・就労支援、居住支援を強化します。

(2) 立ち直りを進めるための再犯防止・更生支援の理解促進、民間更生保護活動の推進

- ・更生支援の必要性の周知と啓発に取り組みます。
- ・民間更生保護活動を支援します。
- ・薬物乱用の防止や薬物依存の問題を抱える方を支援します。
- ・犯罪や非行を起こしにくい環境整備に取り組みます。

重点施策3 多様な主体の協働による誰もがつながる地域の形成

(1) 世代を超えた地域のつながり形成

- ・参加しやすい地域活動・居場所づくりを推進し、積極的に情報発信します。
- ・日常生活圏域コーディネーターの機能を強化します。
- ・地域活動や地域福祉への理解を促進します。

(2) 多様なステークホルダーの参加と協働による地域活動の促進

- ・様々な機関・企業・事業者・NPO・地域住民・団体等がつながるプラットフォームを構築します。
- ・多様な主体による取組との連携を推進します。
- ・有償の地域活動やコミュニティビジネス等、地域における多様な活動を検討・推進します。

重点施策4 権利擁護支援の充実・強化(市町村成年後見制度利用促進計画)

(1) 包括的な権利擁護支援体制の構築、地域連携ネットワークの機能強化

- ・地域連携ネットワークの機能を強化します。
- ・中核機関である権利擁護サポートセンターの機能を強化します。
- ・成年後見制度の関連法改正に対応した支援体制を構築します。

(2) 総合的な権利擁護支援の推進

- ・権利擁護支援策の理解を促進し、対応力を向上します。
- ・虐待等の権利侵害からの回復支援、地域社会への参加支援に取り組みます。
- ・多様な地域生活課題へ対応した権利擁護支援策を充実します。
- ・権利擁護の担い手の確保・育成、活躍支援等を推進します。

重点施策5 災害への備えや支援体制の構築

(1) 被災者支援の充実(平常時と災害時の取組の連動)

- ・平常時と災害時の取組を連動させます。
- ・被災者に対する福祉的支援を充実します。
- ・協力団体との連携による災害ボランティアセンター等の円滑な運営体制を強化します。

(2) 避難行動要支援者への避難支援等の一層の推進

- ・避難行動要支援者支援への理解を促進し、避難訓練等を推進します。
- ・避難行動要支援者の把握を推進します。
- ・避難行動要支援者の安否確認や避難支援を推進します。

(3) 支援が必要な人に配慮した避難所等の整備の推進

- ・支援が必要な人に配慮した避難所運営を推進します。
- ・円滑な避難所運営体制を構築します。

重層的支援体制整備事業実施計画

(第4章に掲げる重点施策1「誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備」を推進するため、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」を実施しています。)

地域住民による支え合いの充実

- ・住民同士のつながりを生かして、住民自身が生活課題に気づき、支え合いにつなげることをめざします。
- ・地域組織・民間団体等、地域の居場所をはじめとした多様な主体と支援機関との連携・協働を推進します。これにより、地域生活課題を早期に把握し、課題が深刻化する前の段階で予防することをめざします。

支援機関間の連携の充実

- ・各区の保健福祉総合センターは、様々な相談を受け止め、必要な支援につなげることができるように、支援機関や身近な地域・区域の関係機関、地域の居場所、地域団体等をつなぐ機能を強化します。
- ・複雑化・複合化する課題や制度の狭間にある課題にも対応できるように、支援機関が連携して課題を共有する協議の場を設け、各区を基盤とした多機関によるチーム支援を推進します。
- ・身近な地域・区域の支援機関だけでは対応が難しい課題や専門的な課題に対応できるように、市域の専門機関と連携できる体制も構築します。

重層的支援体制整備事業の推進

- ・包括的な支援体制を整備するために、重層的支援体制整備事業を実施します。この事業を通じて、福祉分野だけではなく、地域に関わる多様な団体、企業・事業者・NPO等とのつながりを強化し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に推進します。

